

相続税の課税割合と 調査実績

国税庁が発表した「相続税の申告実績（平成17年分）及び調査実績（平成17年度分）」による相続税の課税割合は、前年同様4.2%で平成6年分以降、最も低い率となっています。

1. 相続税の課税割合

平成18年10月まで1年間の被相続人数は約108万人で、相続税の課税対象となった被相続人数は4万5千人、課税割合は4.2%（前年同様）でした。これは、地価の下落を受けた結果、直近において基礎控除額の引上げ等があった平成6年分以降最も低い水準となっています。

2. 相続財産額の構成と海外資産関連

土地の割合がバブルの影響を受けていた平成6年分の70.9%から連続して減少する一方で、現金・預貯金等の割合が20%近くまで一貫して増加してきています。この傾向から調査の重点

が現預金等の把握にシフトしてきています。この結果、調査による申告漏れ相続財産額の種別内訳（構成比）でも現預金等の割合が37.5%と最も高くなってきています。

海外資産関連事案の調査も300件近く行われ、80%近くで申告漏れが指摘されました。海外資産に係る申告漏れ事案1件当たりは、9214万円（対前年度73.7%増加）と多額になっています。

3. 留意事項

この公表から留意すべきは、現預金等の管理です。いわゆる名義預金といわれるトラブルで、家族名義の預金であっても、本当は、被相続人のものではないかと疑われないように充分配慮しなければなりません。ポイントを列挙すれば次の4点です。①預貯金等の設定・書換の管理を誰が行っているか。②通帳・届出印の管理は誰か。③銀行利息を誰が受け取っているのか。④名義人の年齢、職業、収入はどうか。

最後に、無申告加算税の賦課も多い状況ですので、相続税の申告が必要になるかならないかの判断に注意しなければなりません。

ナマの税務相談室

Q 先生、青色申告会の紹介でお訪ねしました井上です。早速ですが、相続税の件で一昨日所轄S署に呼ばれ相続税がかかる

という説明を受けましたが、納得がゆかないのです。署の資産担当のH上席は井上さんの遺産は自宅マンションの外現金が1億1千万円ほどであると認定される。相続税がかかるかと…。

A C町の井上さんの奥さんですね。現金認定1億1千万円とは多額ですね。内容は。

Q 私の夫は鮮魚仲買人です。18年3月30日国立F病院でガン手術後亡くなりました。ガン保険に長く入っていたので1億円を18年2月27日N損保から収受しました。ガン保険金は所得税が非課税であると聞いていたので、相続税も非課税と考えており、周囲の人も当然と。

A 井上さん、生前にガン保険金を収受していますね。ガン保険金が所得税の非課税に該当することは多分間違いないでしょう。しか

相続財産に占める 現金の価額

し、1億円の外他の保険会社からの入院給付金なども2月上旬入金があり、署としては1億円余の現金が18年3月30日時に現金預金と

して存在することは間違いなく、因みに息子さん達の信託も9500万円ほどあり、この信託は亡くなった井上信夫さんの遺産の一部であると認定されても仕方がない。

Q 先生、ガン保険金が遺産になるのですか？

A 井上さん、仮に夫の信夫さんが生前まだ保険金を収受しないまま死亡されたのならともかく、生前に収受しているから現金入金→残高は、となる。その他生前の預金からの出金とあわせ署が1億1千万円の認定というのは理屈があります。

Q 判りました。
H上席と詰めてみます。

[参考] 所法9⑯ 相法2

ナマの税務相談室